

## 名古屋市上下水道局管理規程第3号

名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月12日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

第29条第2号を次のように改める。

(2) 削除

第47条第1項中「納入通知書により」を削る。

第48条の見出し中「小切手等」を「有価証券」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「支払地及び支払人について前項第2号に掲げる要件を満たした」を「全国の区域を支払地とし、電子交換所に参加する金融機関を支払人として定めた」に改め、同条第2項を同条とする。

第49条を次のように改める。

第49条 削除

第60条第1号中「又は小切手」を削る。

第66条を次のように改める。

第66条 削除

第67条第1項第1号中「通信費」を「通信運搬費」に改める。

第71条第1項第7号中「日本放送協会放送受信料」の次に「並びに国税及び地方税」を、「公共料金」の次に「等」を加える。

第73条第3項、第74条第3項及び第75条ただし書中「公共料金」の次に「等」を加える。

第76条第2項中「土木建築に関する工事」を「同法第2条第1項の公共工事」に改める。

第83条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第48条の改正規定は、同年3月20日から施行する。